

## 第5章 削減目標の達成に向けた取り組み

### 1. 各主体の役割

温室効果ガスの排出は、区民の日常生活や事業活動に伴い発生します。

葛飾区で地球温暖化対策に一丸となって取り組んでいくためには、以下に示すように区民・事業者・区の各主体が自ら積極的に取り組むとともに、連携・協働していくことが必要です。

区民

地球温暖化を理解し、  
かつしか省エネスタイルへの転換に努めます。

【ライフスタイルの低炭素化】

節電・雨水利用等、日常生活の中でできる温暖化対策に取り組む。

【地域一体で取り組む地球温暖化対策】

環境・緑化フェアや地域で行うイベント・環境講座へ積極的に参加し、取り組みの“わ”を広げる。

事業者

地域社会の一員として事業活動に伴う  
温室効果ガスの排出を抑制し、低炭素化に努めます。

【日常業務における低炭素化】

日常的な事業活動において、節電や省エネ、エコドライブ、エコ通勤等に取り組む。

製品・サービスの提供にあたってライフサイクルを通じた低炭素化に配慮する。

再エネの導入、省エネ製品の選択、BEMS\*等を活用しエネルギー効率の良い環境を整備する。

【地域社会の一員としての取り組み】

区や各種団体と連携し地球温暖化対策の協力・支援に努める。

区

地球温暖化対策に率先して取り組むとともに、  
地域の温暖化対策を推進します。

【地球温暖化対策の率先】

率先的な取り組みを行うことにより、区民・事業者の模範となることを目指す。

【分野横断的な対策の展開】

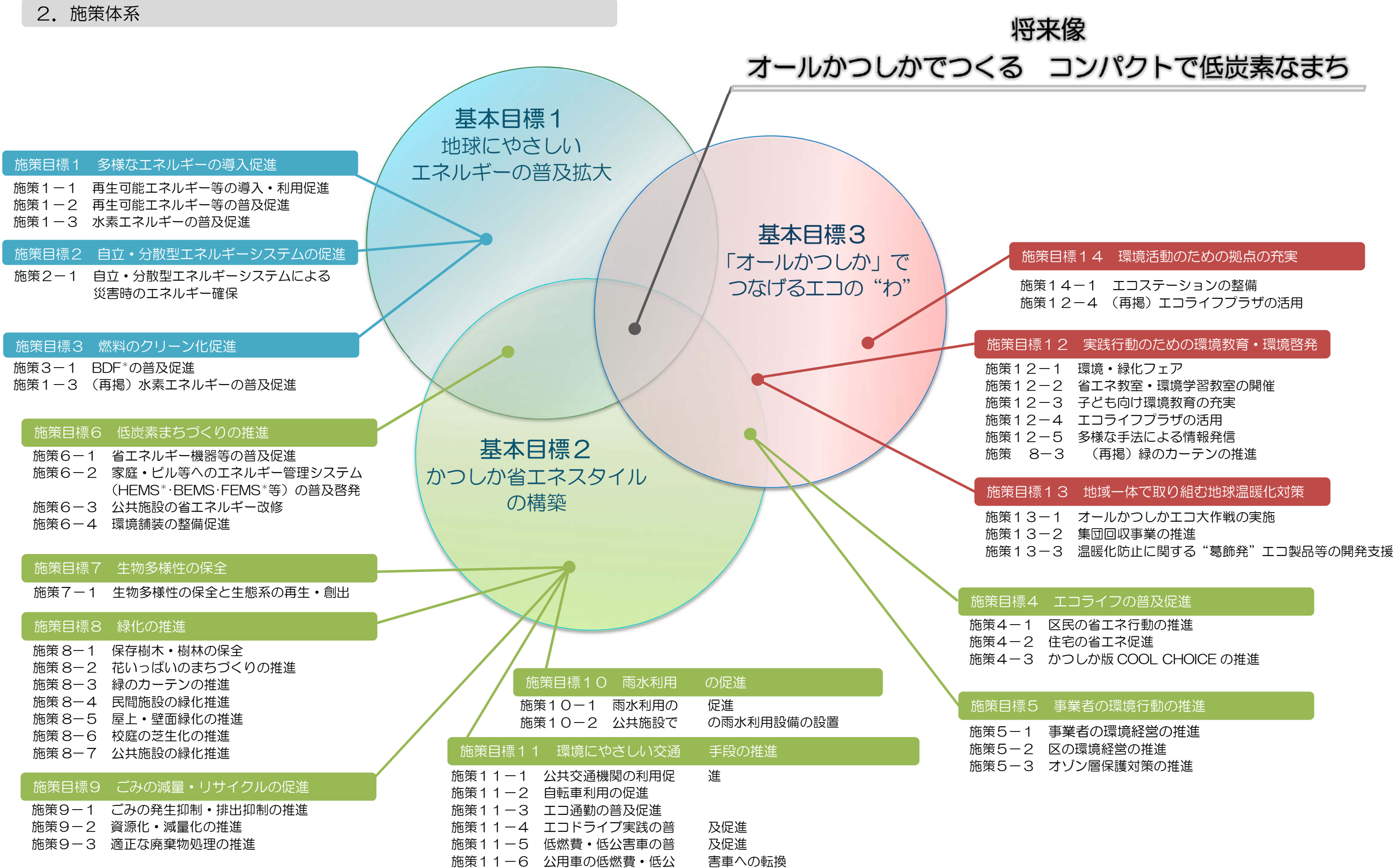
低炭素まちづくりや緑化の推進、ごみの減量・リサイクルの促進等、地球温暖化対策としても効果が期待できる取り組みと連携し、分野横断的に対策を推進する。

【各主体への情報発信】

地球温暖化対策に関する具体的な取り組み方法や効果について、区のホームページ、広報紙、ポスター等で情報発信する。

地球温暖化対策に関するイベントや講習会の開催等を積極的に行う。

2. 施策体系



### 3. 施策の内容

#### 基本目標

## 1 地球にやさしいエネルギーの普及拡大

### 1. 多様なエネルギーの導入促進

再生可能エネルギー等の地球にやさしいエネルギーを、区民・事業者の皆さんが利用しやすいよう、積極的な導入の働きかけを行います。

エネルギーを取り巻く環境は日々変化していきます。水素エネルギー等の新しい技術や、各種のしくみ・制度の変化に適切に対応しながら、多様なエネルギーの導入促進に取り組んでいきます。

施策		
1-1	再生可能エネルギー等の導入・利用促進 <small>環境課</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 再生可能エネルギー・蓄電設備の設置</li> <li>● 技術革新を踏まえた再生可能エネルギーの活用検討</li> <li>● グリーン電力証書*の検討・利活用 &lt;新&gt;</li> </ul>
1-2	再生可能エネルギー等の普及促進 <small>環境課・産業経済課</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● かつしかエコ助成の実施</li> <li>● 環境・省エネルギー対策資金融資のあっせん</li> </ul>
1-3 新規	水素エネルギーの普及促進 <small>環境課</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水素エネルギーの普及啓発 &lt;新&gt;</li> <li>● 水素エネルギーの利活用検討 &lt;新&gt;※1</li> </ul>

※1 エネファーム、産業・業務用燃料電池\*、燃料電池自動車の助成制度や、新しい技術開発やインフラ整備の動向を踏まえながら、区内での利活用の可能性について検討を進めます。

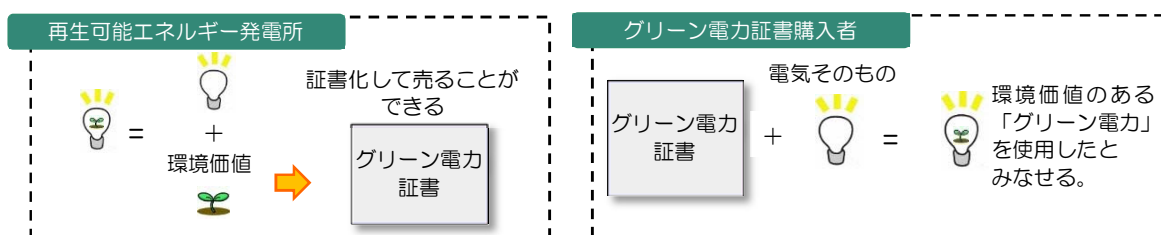


#### グリーン電力証書とは？

グリーン電力証書とは、風力や太陽光等の再生可能エネルギーで発電された電気が持つ目に見えない「環境価値」を「電気そのもの」と切り離して取引する制度のことです。

グリーン電力証書を購入することによって、「環境価値」のある電力を利用したとみなすことができます。

発電設備を持っていない企業・自治体等でも再生可能エネルギーの普及・拡大を応援することができます。グリーン電力証書は、第三者認証機関である「グリーンエネルギー認証センター」が審査し、証書発行事業者から購入することができます。





## 地球にやさしい再生可能エネルギー

再生可能エネルギーとは、太陽光や風力等、繰り返し利用することができ、枯渇の心配がない自然のエネルギーのことを言います。この再生可能エネルギーから電気や熱を作り出し、化石燃料の代わりに使うことで、二酸化炭素の排出を抑制することができます。

### <再生可能エネルギーから作る電気>

#### 太陽光発電

太陽の光エネルギーを太陽電池で直接電気に換えるシステムです。家庭用から大規模発電用まで導入が広がっています。



#### 風力発電

風の中で風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こします。ウインドファームのような大型のものから、学校等の公共施設に設置される小型のものもあります。広い平地と風況の良い適地が必要のため、北海道や東北に多く設置されています。



#### 水力発電

ダム等の落差を活用して水を落下させ、その際のエネルギーを用いて発電します。農業用水路や小さな河川でも発電できる中小規模のタイプが注目されています。



#### 地熱発電

地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水等で取り出し、タービンを回して発電します。使用した蒸気は水にして、地中深くに戻されます。日本は火山国で、世界第3位の豊富な資源があります。



#### バイオマス発電

動植物等の生物資源（バイオマス）エネルギー源にして発電します。木質バイオマス、農作物残渣、食品廃棄物等、様々な資源をエネルギーに変換します。



資料：経済産業省 資源エネルギー庁 再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブックを基に作成

### <再生可能エネルギーから作る熱>

太陽熱や地中熱、河川熱等の自然界に存在する熱や、工場の排熱や下水熱等未利用のまま捨てられている熱の有効活用も、化石燃料の使用を抑え、二酸化炭素排出量の削減につながります。

区内では、葛飾清掃工場においてごみ処理時に発生する熱を、隣接する区の施設に供給したり発電に利用したりするなど、エネルギーの有効利用に努めています。

## 2. 自立・分散型エネルギーシステムの促進

学校や区施設等、災害時の被災者支援や応急復旧活動の拠点となる施設について、外部からのエネルギー供給が寸断された場合でも、自立してエネルギー供給が可能となるシステムの導入に取り組めます。

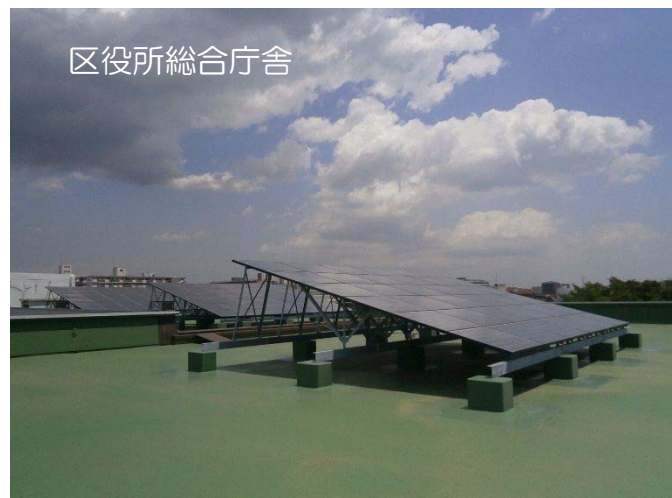
### 施策

2-1

自立・分散型エネルギーシステムによる災害時のエネルギー確保

環境課・防災課・学校施設課

- 学校・区施設への再生可能エネルギー設備の設置
- 学校・区施設への蓄エネルギー設備の検討



### 3. 燃料のクリーン化促進

自動車の燃料について、低炭素でクリーンな燃料への転換は、温室効果ガスの削減に大きく寄与します。そこで、廃食用油を再生・利用するバイオディーゼル燃料(BDF)の積極的な活用や、水素で動く燃料電池自動車の普及啓発に取り組みます。

施 策	
3-1	BDFの普及促進 環境課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃食用油の回収</li> <li>● 区公用車のBDF利用</li> </ul>
1-3 再掲 新規	水素エネルギーの普及促進 環境課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水素エネルギーの普及啓発 &lt;&lt;新&gt;&gt;</li> <li>● 水素エネルギーの利活用検討 &lt;&lt;新&gt;&gt;</li> </ul>



#### 水素の時代がやってくる！

平成28年(2016)に閣議決定した国の地球温暖化対策計画の中で、長期的目標として平成62年(2050)までに、平成25年(2013)比で80%の温室効果ガス排出量削減を目指すことを掲げています。このような大幅な排出削減は、従来の取り組みの延長では実現が難しく、新しいエネルギーや技術が不可欠となっています。

そこで注目されているのが水素エネルギーの活用技術です。

従来は、ロケットの燃料等の特殊な用途に使われていましたが、最近では家庭用燃料電池(エネファーム)や燃料電池自動車として普及し始めています。今後は、バスや航空機、鉄道車両、そして水素発電所等、多様な用途の拡大が検討されています。

区では、燃料電池自動車の普及を促進するため、区公用車への導入を進めています。

